



第6期品川区障害福祉計画 第2期品川区障害児福祉計画



令和3年度（2021年度）～令和5年度（2023年度）

はじめに



近年、地域共生社会の実現に向けて社会福祉法等の一部が段階的に改正されました。複雑化・複合化した支援ニーズに対応するために包括的な支援体制の構築が求められており、障害福祉施策を取り巻く環境は大きく変化しています。

このたび、策定した「第6期品川区障害福祉計画・第2期品川区障害児福祉計画」では、「安心して暮らせる地域生活の支援」「包括的な障害児支援の充実」「社会参加の促進」「地域共生社会の実現に向けた取り組みの推進」を重点テーマとして掲げています。

障害のある方とそのご家族が、安心して地域で暮らし続けられるよう、地域の中で共生する社会の実現をめざして、障害福祉施策の充実に努めてまいります。区民の皆さまの一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、熱心にご議論いただきました障害福祉計画策定委員会の委員の皆さま、障害のある方やそのご家族の方、各関係者や区民の皆さまから貴重なご意見やご提案をいただきましたことに、改めて心より感謝申し上げます。

令和3年7月

品川区長

濱野 健

目 次

| | |
|---------------------------------|-----------|
| 第1章 計画策定の概要 | 1 |
| 1 計画策定の趣旨 | 2 |
| 2 計画の位置づけ | 4 |
| 3 計画期間..... | 5 |
| 4 計画の推進体制 | 6 |
| 第2章 障害者の現状 | 7 |
| 1 人口の推移..... | 8 |
| 2 障害者手帳所持者数等の推移 | 9 |
| 3 身体障害者の状況 | 11 |
| 4 知的障害者の状況 | 14 |
| 5 精神障害者の状況 | 16 |
| 6 難病患者の状況 | 18 |
| 7 障害児の状況令和 | 19 |
| 第3章 取り組みと課題 | 22 |
| 1 品川区障害者計画の概要..... | 23 |
| 2 施策の柱に対する前計画の実施状況 | 28 |
| 3 今期の主要テーマと取り組みの方向性 | 37 |
| テーマ1．安心して暮らせる地域生活の支援..... | 38 |
| テーマ2．包括的な障害児支援の充実 | 45 |
| テーマ3．社会参加の促進..... | 50 |
| テーマ4．地域共生社会の実現に向けた取り組みの推進 | 54 |
| 第4章 計画における成果目標 | 59 |

| | |
|--|-----------|
| 1 施設入所者の地域生活への移行 | 60 |
| 2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築..... | 61 |
| 3 地域生活支援拠点等の整備 | 62 |
| 4 福祉施設から一般就労への移行等 | 63 |
| 5 障害児支援の提供体制の整備等..... | 65 |
| 6 相談支援体制の充実・強化等 | 67 |
| 7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築 | 68 |
| | |
| 第5章 サービス見込量および確保のための方策 | 69 |
| 1 障害福祉サービス | 70 |
| (1) 訪問系サービス | 70 |
| (2) 日中活動系サービス..... | 72 |
| (3) 居住系サービス | 75 |
| (4) 相談支援 | 76 |
| 2 児童福祉法に基づく障害児支援 | 78 |
| (1) 障害児通所支援 | 78 |
| (2) 相談支援 | 80 |
| 3 地域生活支援事業 | 81 |
| (1) 必須事業 | 81 |
| (2) 任意事業 | 84 |
| | |
| 第6章 資料編..... | 87 |
| 1 障害者福祉課の事業一覧..... | 87 |
| 2 区内の障害者・障害児支援施設一覧 | 91 |
| 3 障害者差別解消への取り組み | 99 |
| 4 計画の策定体制 | 104 |
| 5 計画の策定経過 | 108 |
| 6 計画策定のための基礎調査..... | 111 |
| 7 用語集 | 138 |

第1章 計画策定の概要

1

計画策定の趣旨

わが国では、平成 26 年に「障害者の権利に関する条約」を批准し、障害者の権利の実現に向けた取り組みの強化を図っています。

「障害者の権利に関する条約」の締結に先立って改正された「障害者基本法」は、その目的で、「全ての国民は、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるという理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会を実現する」ことを挙げています。

「障害者の権利に関する条約」および「障害者差別解消法」に明記されている、「合理的配慮」については、品川区でも「障害者差別解消法ハンドブック」を作成、配布する等、周知と取り組みをすすめているところです。

児童については、「子どもの権利条約」の理念に則り、児童福祉法が改正され、全ての児童が、その心身の健やかな成長及び発達を等しく保障される権利および、社会のあらゆる分野において子どもの意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されるよう努めることとされています。

平成 30 年には、障害者の個性と能力の発揮及び社会参加を促進する「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」、令和元年には、障害の有無にかかわらず読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的とした「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）」がそれぞれ施行されました。

また、令和 2 年には、「聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律」、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（改正バリアフリー法）」が施行し、障害者、高齢者の日常生活支援する法律がきめ細かく整備されてきています。

さらに、令和 2 年には、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が公布され、地域共生社会の実現を図るため、包括的な福祉サービス提供体制の整備について、規定されました。

品川区では、令和 2 年 4 月に策定した「品川区長期基本計画」の 4 つの視点の中に、「超長寿社会に対応する視点」、「多文化・多様な生き方を尊重する視点」を掲げています。超長寿社会の中で、全ての人が元気に活躍し続けられ、安心して暮らすことのできる社会づくりを推進するとともに、人の価値観やライフスタイルの多様化が進む中で、性別・年齢・障害の有無等に関わらず、一人ひとりが尊重され、誰もが参画・活躍できる豊かな地域社会を目指しています。

障害者施策については、障害者基本法第 11 条第 3 項に基づく「品川区障害者計画」を平成 27 年に策定しました。また、平成 29 年には、障害福祉サービス等の見込量や確保のための方策を定める「品川区障害福祉計画」、「品川区障害児福祉計画」を策定しました。

本計画は、前計画で取り組んできた施策の評価および検証を行い、今後、重点的に取り組むべき課題を明確にし、国・都等の動向や各種制度、障害のある人とともに地域保健福祉全体における社会情勢の変化に的確に対応しながら障害者への支援施策を総合的かつ計画的に展開していくことを目的として策定したものです。

2

計画の位置づけ

「品川区障害福祉計画」は、障害者総合支援法第 88 条の規定に基づく市町村障害福祉計画として定め、平成 28 年の児童福祉法の改正に伴い義務付けられた「品川区障害児福祉計画」は、児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項の規定に基づく、市町村障害児福祉計画として定めるものです。

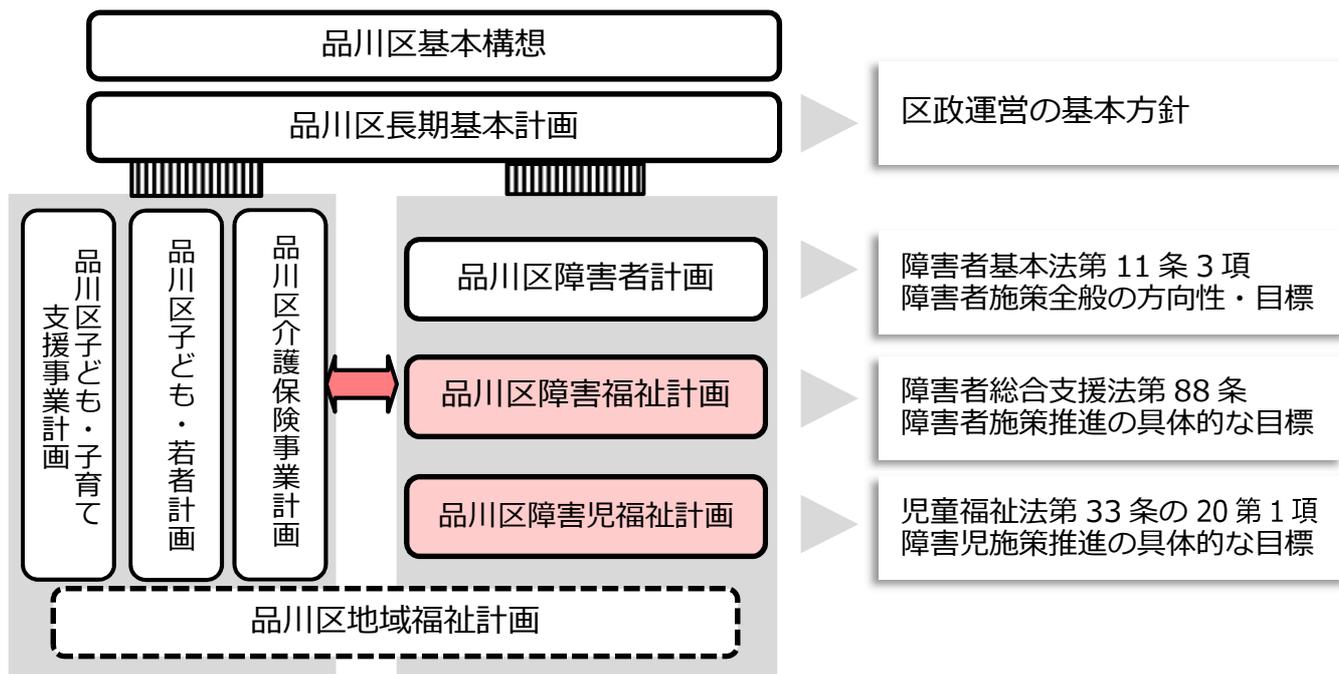
「第 6 期品川区障害福祉計画」と「第 2 期品川区障害児福祉計画」は一体のものとして策定します。

国が令和 2 年 5 月に策定した「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下「基本指針」といいます。）に即し、年度ごとに障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る成果目標および見込量、地域生活支援事業の実施、発達障害者等への支援体制、地域支援体制の構築、医療的ケア児等の特別な支援が必要な障害児に対する支援体制、福祉施設の入所者の地域生活への移行、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築等に関する事項を定めています。

本計画は、「品川区基本構想」および基本構想が掲げている区の将来像を実現するために策定された「品川区長期基本計画」の障害者施策に関する下位計画として位置づけられています。

また、社会福祉法第 107 条に基づく「品川区地域福祉計画」、子ども・子育て支援の取り組み促進のための教育・保育施設等の整備計画である「品川区子ども・子育て支援事業計画」、子ども・若者育成支援推進法第 9 条に基づく子ども・若者育成支援推進計画である「品川区子ども・若者計画」、介護保険法第 117 条に基づく「品川区介護保険事業計画」との調和と整合性を図っています。

■ 図表 1-1 品川区障害福祉計画の位置づけ



3

計画期間

本計画は、国が定める基本指針に基づき、令和 3 年度から令和 5 年度までの 3 年間で計画期間とします。

■ 図表 1-2 品川区障害福祉計画の計画期間

| | 年度（平成） | | | | 年度（令和） | | | | | | | | | | | | |
|---------------------|--------|----|----|----|-------------|---|-----------|---|---|---|---|---|---|----|----|--|--|
| | 27 | 28 | 29 | 30 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | | |
| 品川区長期基本計画 | | | | | R2~R11【10年】 | | | | | | | | | | | | |
| 品川区地域福祉計画 | | | | | R1~R5【5年】 | | | | | | | | | | | | |
| 品川区子ども・子育て支援事業計画 | | | | | R2~R6【5年】 | | | | | | | | | | | | |
| 品川区子ども・若者計画 | | | | | H30~R4【5年】 | | | | | | | | | | | | |
| 品川区介護保険事業計画 | | | | | | | R3~R5【3年】 | | | | | | | | | | |
| 品川区障害者計画 | | | | | H27~R5【9年】 | | | | | | | | | | | | |
| 第 6 期 品川区障害福祉計画 | | | | | | | R3~R5【3年】 | | | | | | | | | | |
| 第 2 期 品川区障害児福祉計画 | | | | | | | R3~R5【3年】 | | | | | | | | | | |

4

計画の推進体制

本計画は、障害福祉だけでなく、保健、医療、保育、教育、防災等、広い分野にわたっているため、横断的に取り組みを進めていきます。

障害者福祉課だけではなく、様々な部局が連携しながら、区全体で施策を推進していきます。

区では、本計画を効果的かつ着実に推進していくため、PDCAサイクルのプロセスに基づき、関係部署と連携しながら適切に進行管理を行っていきます。(図表 1-3)

また、学識経験者・関係機関・障害者団体・地域住民を委員とした「品川区障害福祉計画推進委員会」において、計画の進捗状況の検証および分析・評価を行い、必要に応じて改善・見直しを行っていきます。

■ 図表 1-3 PDCAサイクルのプロセス

